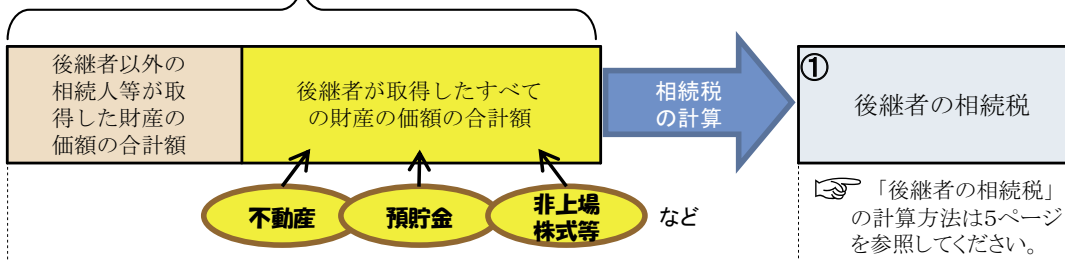


## 2 納税が猶予される相続税などの計算方法

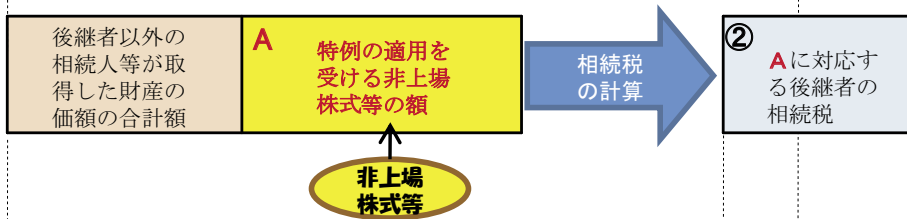
**ステップ1** 正味の遺産額に基づき後継者の相続税を計算します。



「**正味の遺産額**」は、相続等によって取得した財産の価額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計した金額から、債務や葬式費用などの金額を差し引いて計算します。

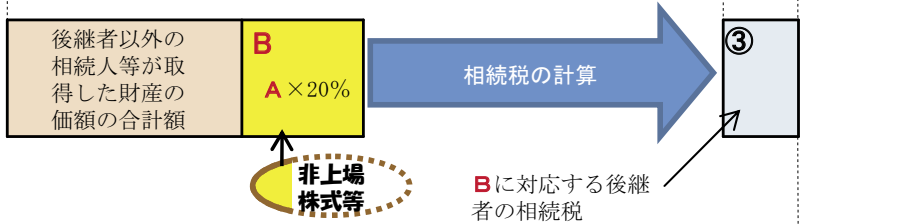
なお、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産がある場合には、その贈与財産の価額を、上記により計算した金額に加算します。

**ステップ2** 後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します。



「**A**」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その金額を控除します。

**ステップ3** 後継者の取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します。



**ステップ4** 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「**納税が猶予される相続税 (④の金額)**」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税 (④の金額)」を控除した「⑤の金額 (納付税額)」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



### ◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この**特例の対象となる非上場株式等の数**は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が**限度**となります。

- 「a」… 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数
- 「b」… 後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 相続開始直前の発行済株式等の総数

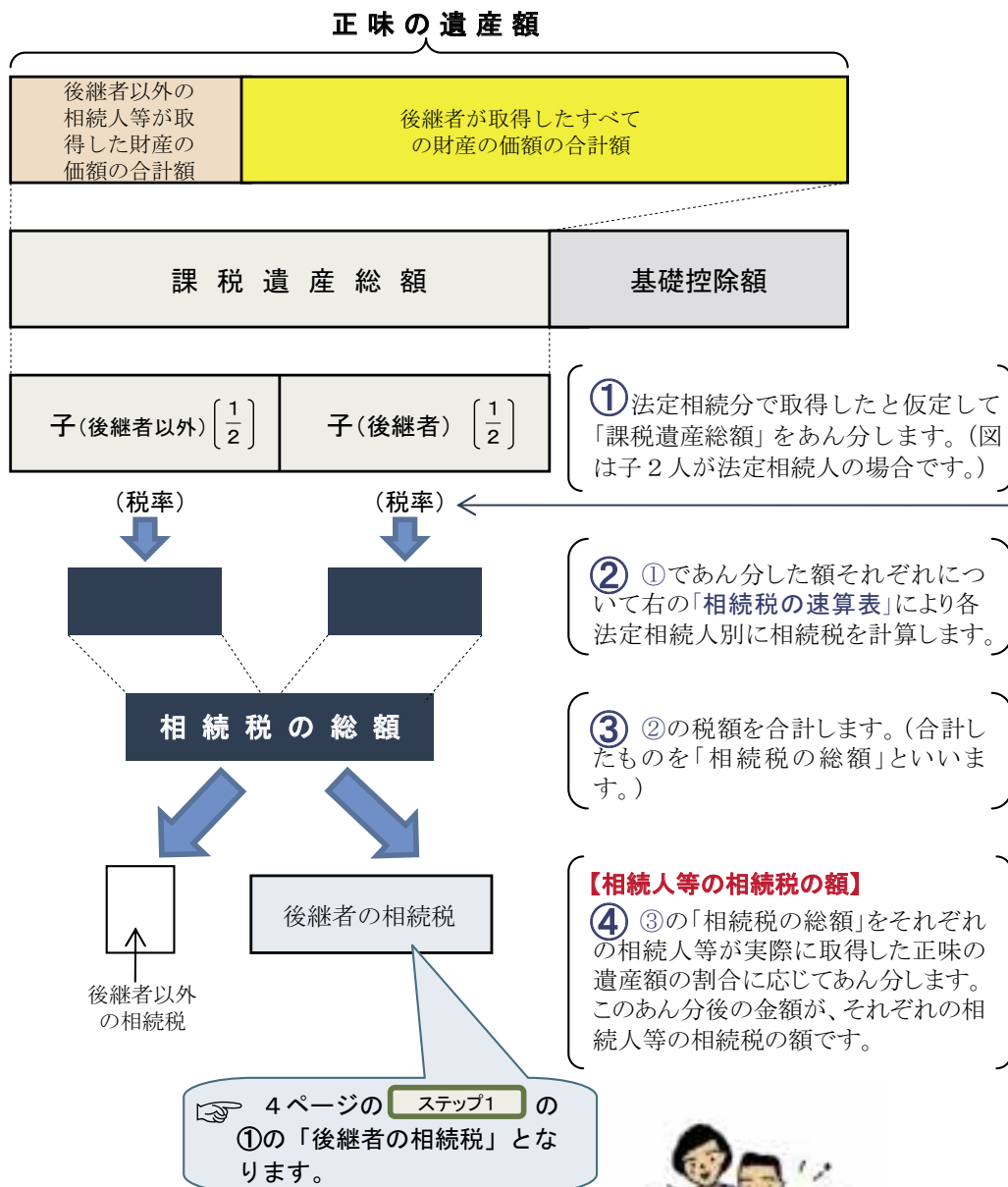
区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a+b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数(a)
ロ	$a+b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ( $c \times \frac{2}{3} - b$ )

(注1) 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りません。

(注2) この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りません。

持分会社の場合にも左表に準じます。

## 〔参考〕 後継者の相続税の計算方法



「基礎控除額」は、次の算式により計算します。

(算式)  
5000万円+1000万円  
×法定相続人の数

### 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1000万円 以下	10%	—
3000万円 以下	15%	50万円
5000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
3億円 以下	40%	1700万円
3億円 超	50%	4700万円

① 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します。(図は子2人が法定相続人の場合です。)

② ①であん分した額それぞれについて右の「相続税の速算表」により各法定相続人別に相続税を計算します。

③ ②の税額を合計します。(合計したものを「相続税の総額」といいます。)

#### 【相続人等の相続税の額】

④ ③の「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税の額です。

### 3 過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出(※)しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等(株式又は出資をいいます。)については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、この納税猶予の特例を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例を選択しない場合には、原則として、従前どおり、「特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例(旧租税特別措置法第69条の5)」の規定を適用することができます。

※ 被相続人に係る相続税の申告期限が平成22年3月31日までに到来する場合には、税務署にお尋ねください。

「特定受贈同族会社株式等」とは、贈与を受けた人(相続人等)が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(旧租税特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式等をいいます。

「特定同族株式等」とは、「特定同族株式等の贈与の特例(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。